

出来事（2017年6月）

1. 新規の食品添加物の指定

6月の新規指定はありません。

国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
- ・カルミン（着色剤）

2. 規格基準の改正

6月23日、規格基準の改正が告示されました。

- ・ステアリン酸マグネシウムの使用基準が改正され、トクホや機能性表示食品に限らず、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品及び錠菓に使用可能となりました。
- ・炭酸カルシウムの使用基準が改正され、使用目的及び使用量の制限が無くなりました。
- ・過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準が改正され、「酢酸」から「氷酢酸」に訂正されました。
- ・アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正が食品安全委員会で検討されています。6月19日の添加物専門調査会で継続審議とされました。

3. 第9版添加物公定書

3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品添加物調査会です承されました。

3月8日、衆議院農林水産委員会で厚生労働省の食品安全部長は、「第9版に収載されない既存添加物は、152品目である」旨の回答をしました。

5月26日、厚生労働省は、斉藤和子衆議院議員事務所に、152品目のリストを提出しました。

6月1日、NPO食品安全グローバルネットワークの院内学習会でリストが公表されました。

6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で審議されました。

4. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（27品目）（2017年6月6日現在）

安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）、

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（8品目）（以下に記載、2017年6月6日現在）

リパーゼ（ノボザイム）、ホスホリパーゼ（DSM）、キモシン（野澤組）、L-グルタミン酸ナトリウム（味の素）、L-アラニン（武蔵野化学）、L-アルギニン（味の素）、リボフラビン（DSM）、酸性ホスファターゼ（オリエンタル酵母）

*企業名は、報告書作成者による簡略名です。

5. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている939品目を、消費者庁の区分に従って集計すると以下のようになります。

2015年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計
145品目	162品目	3品目	310品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

2016年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計
271品目	344品目	5品目	620品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

2017年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計
27品目	18品目	0品目	45品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

6. 原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示制度について、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」について、パブコメも完了し、消費者委員会で審議されています（6月29日、食品表示部会）。

7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されている（6月22日現在）。
- ② 6月9日、魚沼市及び津南町で産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）の出荷制限が指示されました。

8. スクラロース グルコース恒常性への影響に関する RCT

スクラロースのグルコース恒常性に関する RCT（ランダム化比較試験）が行われた。12週間、48人について、毎日3回333mgのカプセル（スクラロースあるいはセルロース）を摂取し、血糖値、インスリン、C-ペプチド、HbA1c等に影響しなかったとのこと。

（Regulatory Toxicology and Pharmacology Vol.88,pp.22, Aug.2017）

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0273230017301265>

9. トラガントガム（E413）の再評価（EFSA）

「ADIを特定しない」とのJECFAの評価に基づき再評価され、ADIは必要なく、一般人において安全上の懸念はないとされたとのこと。（EFSA 2017年6月9日）

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2017.4789/epdf>

10. 1日1個の卵が乳児の発育不全を予防

英国国民保健サービス（NHS）は、6月8日、エクアドルにおける幼児を対象とした研究で、1日1個の卵の摂取により、乳児の発育不全のリスクが低下しと報じたとのことです。

<http://www.nhs.uk/news/2017/06June/Pages/An-egg-a-day-may-prevent-stunted-growth-in-infants.aspx>

11. アルミニウム製トレイから食品へのアルミニウムの移行

ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）は、5月29日、毎日200gの酸性食品を摂取すると、コーティングされていないアルミニウムトレイから、0.5mg/kg bwのアルミニウムを摂取することになり、安全マージンが減少するとしています。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm554948.htm>

12. 食品に添加される亜硝酸塩と硝酸塩の安全レベルの確認

亜硝酸塩と硝酸塩を再評価し、亜硝酸塩のADI:0.07mg/kg bw/日、硝酸塩のADI:3.7mg/kg bw/日と再設定した上で、食事摂取源を考慮すると、全ての年齢集団でADIを超える可能性があるとしています。（EFSA 2017年6月15日）

<http://www.efsa.europa.eu/en/print/press/news/170615-0>

13. 中国 ピアレビュー偽装の取締り

Nature News（6月20日）によると、中国人著者による癌雑誌への投稿の107論文の取り下げが明らかになるとともに、政府は研究費を停止すると発表したとのことです。

http://www.nature.com/polopoly_fs/1.22176!/menu/main/topColumns/topLeftColumn/pdf/546464a.pdf

14. 輸入食品の違反事例

- ・三井物産株式会社がコロンビアから輸入した「生鮮コーヒー」の命令検査で、クロルピリホス 0.07ppm あるいは 0.08ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*クロルピリホス：有機リン系の殺虫剤

- ・阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.06ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：ニューキノロン系合成抗菌剤

- ・株式会社明興庄司が中国から輸入した「生鮮レイシ（ライチ）」のモニタリング検査で、4-クロルフェノキシ酢酸 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*4-クロルフェノキシ酢酸：フェノキシ酸系除草剤

（作成：2017年6月30日）